

平成28年9月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成28年9月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成28年9月1日(木)午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 報告第12号 平成27年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第13号 市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第14号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
 - 5 その他
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 報告第12号 平成27年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第13号 市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第14号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
 - 2 その他(1)平成28年度中学生海外派遣の報告及び中学生海外派遣(受入)予定について
その他(2)平成28年度市川市児童生徒科学展について
- 5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 芙美子
委員	小林 正貫

委員	平田	信江
委員	鈴木	みゆき

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下	大海
教育政策室長	永田	治
生涯学習部長	千葉	貴一
生涯学習部次長	松本	雅貴
学校教育部長	永田	博彦
教育政策課長	牛尾	進一
教育総務課長	板垣	道佳
就学支援課長	木村	泰子
教育施設課長	戸佐	薫
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	川野	修一
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	小倉	貴志
学校安全安心対策担当室長	蜂須賀	久幸
指導課長	黒木	政継
保健体育課長	佐藤	伸雄
教育センター所長	新田	司

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	副主幹	高井	裕美子
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	大島	裕美
”	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成28年9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、報告3件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第14号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、五十嵐委員、鈴木委員を指名いたします。続いて、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。五十嵐委員、お願いいたします。

○五十嵐委員

それでは、「報告」に入ります。報告第12号「平成27年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」のご説明をお願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第12号「平成27年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定」のうち「教育費に係る部分」について、ご説明いたします。議事日程の1ページをお願いいたします。毎年度、本市決算につきましては、9月市議会定例会に提出しておりますが、教育費に係る決算については、市議会定例会への提出前に、市長に教育委員会の意見を申し出る必要がございます。しかしながら、本日の定例教育委員会の開催前に市長への意見申し出を行う必要がありましたことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本決算の認定内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは別冊の、「平成27年度市川市教育委員会決算書（概要）」について、ご説明いたします。はじめに、歳入からご説明いたします。1ページ及び2ページをお願いいたし

ます。恐れ入りますが、横向きにしてご覧ください。この表の1番上の行をご覧ください。教育委員会の歳入合計欄となりますが、当初予算額26億2,744万9,000円に、補正予算額などの、3,191万7,000円を合わせた、26億5,936万6,000円が、平成27年度の予算現額となっております。これに対しまして、平成27年度の収入済額は、23億5,037万9,703円となっており、予算現額に対して、3億898万6,297円の減となっております。収入率は、88.4%となっております。この差が生じた主な理由は、(第13款) 国庫支出金、(第2項) 国庫補助金、(第6目) 教育費国庫補助金におきまして、国庫補助事業として計上しております、小学校5校の「防火設備改修工事」について、平成28年度当初予算での計上を当初予定しておりましたが、平成27年度の国の補正予算に基づき、本工事の国庫補助金が平成27年度中に交付されることとなったため、平成28年2月補正予算への前倒を行ったものです。しかしながら、実際の工事実施は翌年度となったことから、その財源としてあわせて平成28年度へ繰り越したため、3,256万1,128円の差が生じたものでございます。続きまして、2ページの(第20款・第1項) 市債、(第8目) 教育債におきましても、国庫補助金と同様の理由により、2億6,550万円の差が生じたものでございます。歳入についての説明は以上でございます。続きまして、3ページをご覧ください。歳出について、ご説明いたします。表の一番上の行をご覧ください。教育費の合計欄となっております。(第10款) 教育費につきましても、当初予算額の134億5,500万円から、補正予算・流充用等の、4,344万7,000円を差し引いた、134億1,155万3,000円が、平成27年度の予算現額となっております。これに対し、支出済額といたしましては、128億2,588万6,458円となっております。なお、翌年度繰越額につきましても、3億907万5,560円で、その内容につきましても、歳入でご説明しましたとおり、小学校の防火設備の改修工事等に係るものでございます。また、不用額につきましても、2億7,659万982円で、執行率は、95.6パーセントとなっております。続きまして、不用額の主なものについて、ご説明いたします。まず、(第1項) 教育総務費、(第2目) 事務局費につきましても、職員人件費において、給料等が見込みより減となったこと。貸付金において、私立大学等への入学準備金の貸付件数が、見込みより減となったこと等により、5,273万5,171円の不用額が生じたものでございます。続きまして、(第2項) 小学校費につきましても、(第1目) 学校管理費において、小学校の光熱水費が見込みを下回ったこと等により、4,424万1,396円の不用額が生じたものでございます。続きまして、(第3項) 中学校費につきましても、(第1目) 学校管理費において、これも(第2項) 小学校費と同様に、中学校の光熱水費が見込みを下回ったこと等により、3,091万2,918円の不用額が生じたものでございます。続きまして、(第4項・第1目) 学校給食費につきましても、学校給食室の光熱水費が見込みを下回ったこと。また、学校給食調理等業務委託において、給

食予定日数が見込みを下回ったこと等によりまして、5,778万5,462円の不用額が生じたものでございます。以上、歳出の不用額のうち、主なものについて、ご説明いたしました。続きまして、「平成27年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告（教育委員会分）」のうち、主な3つの施策について、ご説明いたします。7ページをご覧ください。まずはじめに、「義務教育の充実」でございます。本施策においては、教育相談の充実を図るため、小学校39校・中学校16校にライフカウンセラーを配置し、児童・生徒の精神衛生面での健全育成を図りました。また、学校運営上の諸問題への対応や多様化する教育活動の充実のため、各学校の校長の要望に応じてスクール・サポート・スタッフを延97人配置したほか、読書教育の充実を図るため学校図書館員を小・中学校46校に配置し、さらに英語教育・国際理解教育の充実を図るため、中学校に外国語指導助手を招致し、また中学生の海外派遣も実施するなど、様々な支援を図りました。その他の学習の面では、放課後や長期休業中に「校内塾・まなびくらぶ」を実施し、算数・数学を中心とした学習の場を設けておりますが、参加している児童生徒の85%が「まなびくらぶに来て、わかった、できるようになった」と回答するなど、基礎的な学力の定着を図ることができました。続きまして、8ページをお願いいたします。2段目に記載しております、「教育相談事業」でございます。本施策においては、児童生徒の保護者、また学校からの依頼により、教育に関する相談を実施致しました。なお、実績にきましては、面接相談において730人・延6,618回で、終結まで至ったのは112人となっております。また、不登校の児童生徒を対象に様々な活動を通して、在籍学級への復帰を促すための、適応指導教室を実施しております。その他にも、夏に体験学習を実施し、1回の開催で10人が参加し、不登校保護者の会は、3回の開催で延32人が出席致しました。続きまして、12ページをお願いいたします。最後になりますが、「青少年健全育成」でございます。まず、コミュニティクラブ事業でございますが、ボランティアで組織された、16中学校区の実行委員会と市との委託契約により、地域性を活かしながら、「遊び」を通して、子どもたちが主体的に関わる様々な体験活動や豊かな人間関係を築いていくために、異年齢・世代間交流を図ったものでございます。なお、活動実績としては、回数総計で693回、参加人数総計で37,152人となっております。その他、青少年指導者の育成を図ることから、集団活動の中でリーダーシップ力・メンバーシップ力を高めるための講習会やレクリエーション・歌・クラフトなどの実技のスキルアップを目的とした講習会を実施いたしました。また、放課後、保護者が家庭にいない小学校児童を対象として、放課後保育クラブの運営を実施しておりますが、クラブ数は46箇所となり、また入所児童数は、平成27年4月末日現在で、3,778人となっております。主要な施策の説明については、以上となります。なお、本日で説明いたしました、決算の内容につきましては、9月12日の月曜日から予定されてお

ます、決算審査特別委員会で審議された後に認定されることとなっております。提案説明は以上でございます。なお、質疑につきましては、各担当課長より答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。すみません。ちょっとお尋ねしたいのですが、8ページのほっとホッと訪問相談というのは、訪問をしたり、面接をしたり、電話をしたりと、何人で対応されているのかと思ったのですが。大変な仕事だと思います。お願いします。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。ほっとホッと訪問相談について、今、五十嵐委員からお話があったとおりでございまして、延べで590回、訪問というのは、家庭の場合と、家の近くの喫茶店等で会う場合と学校に訪問する場合とございます。同じ1回で、訪問が71回、電話の相談290回、面接229回を2人の相談員で対応しております。

○五十嵐委員

2人ですか。それはすごく大変ですね。逆算しても、毎日来ているわけではないですね。

○教育センター所長

火曜日から金曜日までの週4日間で、12時20分から17時20分の勤務は5時間となっております。

○五十嵐委員

すごい回数なので、2人とは思いませんでした。ありがとうございます。大変ですね、これは。はい、小林委員。

○小林委員

一番最後の、放課後保育クラブ、いわゆる学童クラブでは、3,778名が利用されているということですが、地域差はあると思いますが、相当な人数で、これに関しては、教育委員会では、指導する方を委託してやってらっしゃるということで、放課後保育クラブで実際子どもたちがどのように過ごしているのか、また、いわゆる学びくらぶのような、学習という面での指導・施策に教育委員会は関与しているのですか。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長でございます。放課後保育クラブの件ですが、主に活動としましては、生活の場ということで、校庭での遊びであったり、勉強については、宿題等について保育クラブごとに見ているところもありますが、基本的には生活の場ということで、勉強そのものを直接みるということはありません。

○小林委員

ありがとうございました。指導される方の資格ですとか能力ということがあると思いますが、勉強を教えるというような体制がまだあまりないということですね。

○五十嵐委員

お願いいたします。

○青少年育成課長

基本的には、勉強を教える場ではございませんので、あくまでも放課後保護者がいない時を過ごす場ということでございます。支援員については、放課後保育クラブについての研修を受けているのですけれども、そこに勉強に関するものというのが特にあるというわけではございません。

○小林委員

将来を考えると、放課後保育クラブにいた時間というのは長いわけですから、そういうことも将来的にできるといいと思います。

○五十嵐委員

ありがとうございました。

○青少年育成課長

放課後保育クラブは、色々な子どもがおりますので、まず、放課後の場を確保するというのを進めるとともに、勉強については、今後考えていきたいと思います。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。はい、鈴木委員。

○鈴木委員

ご丁寧な説明ありがとうございました。ヘルシースクールの推進のことで、小学校5年生を対象に小児生活習慣病検診というものがありますが、これは全員が受けるものなのでしょうか。それから、こういった内容なのか教えていただけたらと思います。

○保健体育課長

はい、保健体育課長でございます。全ての学校ではなく、小学校5校で実施しております。舌、味覚検査というもので、苦味ですとかを感じ取るかどうかの検査を行っております。大変失礼いたしました。小児生活習慣病検診は、全校の希望者で行っております。

○五十嵐委員

はい、平田委員。

○平田信江委員

7ページのスクール・サポート・スタッフの配置というところで、校長先生の要望に応じてスクール・サポート・スタッフを配置しているということですが、校長先生からの要望はどのぐらいあって、それに対して、どのくら

いの配置ができたのかを教えてくださいたいと思います。

○指導課

はい、指導課長でございます。お答えいたします。スクール・サポート・スタッフの場合は、校長先生からの要望というのは、学校でこの方をスクール・サポート・スタッフとして配置したいということで、推薦をいただきます。それを、指導課で審査をいたしまして、決定して、配置をいたします。ちなみに、1年間で125日間の日数をつけることになっております。人数のほうは1名125日間いらっしゃる場合もありますし、2人、3人と日数を分けて使われているケースもございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。先ほどの、ヘルシースクールなのですけれども、11ページのヘルシースクールの講演会というのは、延べ49回ということは、誰を対象にしているものでしょうか。実施されていない園や学校があるということなんでしょうか。

○保健体育課

はい、保健体育課長でございます。基本的には、各学校で予算をつけてやっております。やっていないところもあります。

○学校教育部長

はい、学校教育部長です。これについては、2年に1回ですので、半数の学校プラス、ヘルシースクール推進校になっている学校が十数校ございますので、その学校をプラスしてやることになっております。その数が、49回となっております。

○五十嵐委員

分かりました。これは職員を対象としているのですか。

○学校教育部長

基本的には、子どもたちを対象としております。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、報告第12号を終了いたします。次に、報告第13号「市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

○社会教育課長

はい、社会教育課長です。議事日程の4ページをお願いいたします。報告第13号「市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。9月定例議会まで日程が短いことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1号の規定によりまして、教育長が臨時代理し、異議のないことを回答したことから、同条第2項の規定によりましてご報告するものでございます。市議会定例会に提案する

議案につきましては、市川市使用料条例の一部改正についてで、議案の内容につきましては、議事日程の7ページから14ページになります。まずはじめに本条例の改正理由ですが、議事日程の13ページをお願いいたします。一番上の理由というところですが、市川公民館は、利便性がよく、利用率が高いことから、公民館を利用している利用者から会議室設置の要望があり、そのことから、新たに今回会議室を設置し、その使用料の額を定める必要から、市川市使用料条例の一部改正を行うものでございます。改正内容は、議事日程の14ページをお願いいたします。議案第20号市川市使用料条例の一部改正についてで、現行と改正後の対照表になります。右側が改正後ですが、別表第1公民館使用料、市川公民館使用料区分、第3会議室の下に、今回新たに第4会議室を設置する関係がございまして、下線部になりますが、このように第4会議室の使用料を加えさせていただきました。1時間当りの額ですが、市民等につきましては、第4会議室310円、市民等以外の方に関しては、1時間当たりの使用料が620円です。この使用料の額でございますが、今回設置する第4会議室ですが、面積が42.97㎡で、公民館使用料の1㎡当りの時間単価、市民が利用する場合は7.30円、市民等以外の者が利用する場合はフルコストで、14.60円で、これを面積に乗じますと、市民等につきましては310円、市民等以外の者が利用する場合、1時間当たりの使用料が620円という金額になります。最後に、市川市使用料条例の一部改正の施行期日ですが、平成29年4月1日から供用開始を予定しておりますが、公民館については、使用する14週間前から予約が可能なることから、使用申請、予約ができる平成28年12月24日を施行期日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。はい、小林委員。

○小林委員

今、改築されているところだと思います。市民以外の方が借りる場合は、料金も相応にかかりますが、私が心配しているのは、市民以外の方が頻繁にそこを使用してしまい、市民がそこを借りることができないことがあるのかということです。その辺の兼ね合いはきちんとしているのでしょうか。

○社会教育課長

はい、社会教育課長です。予約につきましては、市民につきましては使用する14週間前から予約が可能で、市民以外の方は、10週間前からとなっております。一ヶ月の差を設けておりますので、そういうかたちの中で、市民優先というかたちをとっております。

○五十嵐委員

市民以外の方が借りるというケースは多いのでしょうか。

○社会教育課長

そうですね。隣接している船橋市等においては、若干利用する状況もありますが、船橋市や浦安市にも公民館がございますので、そこまで使う頻度が多いとは思っておりません。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他何かよろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、報告第13号を終了いたします。ありがとうございました。続きまして、「その他」に入ります。(1)「平成28年度中学生海外派遣の報告及び中学生海外派遣(受入)予定について」のご説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。「平成28年度中学生海外派遣の報告及び中学生海外派遣(受入)予定について」をご説明いたします。議事日程、その他(1)、15ページをご覧ください。平成28年度中学生海外派遣事業につきまして、派遣団は無事、8月5日に2週間のドイツ派遣を終えて帰国いたしましたので、ご報告いたします。今年度は、第二中学校の高鍋誠太郎校長を団長とし、引率者2名とともに男子3名、女子12名の合計15名の中学生をドイツ連邦共和国ローゼンハイム市へ7月22日から8月5日まで14泊15日で派遣をいたしました。昨年度より、さらなる派遣の効果を高めるため、生徒それぞれが自由に学習テーマを決め、日本とドイツとの違いを学ぶプログラムといたしました。また、現地で日本を紹介する発表会においても、「食文化」、「環境」、「中学校の生活」に関する内容を英語で紹介し、ドイツの生徒には大きな興味を持っていただくことができました。派遣生徒たちはドイツの家庭でのホームステイや現地学校での体験、名所旧跡の見学を通して、「見て、触れて、感じる」貴重な体験をすることができました。続きまして、ドイツからの中学生海外派遣(受入)予定について、ご説明いたします。議事日程、その他(1)指導課、16ページをご覧ください。ドイツからの受入につきましては、平成16年度より実施してきており、本年度は、10月22日(土曜日)から11月1日(火曜日)までの11日間で実施する予定でございます。市川市からの派遣生を受入れていただいた家庭の生徒16名と引率者2名が来日し、日本の家庭でホームステイする中で、日本の生活や文化に触れるとともに、日本の生徒とドイツの生徒の交流を通じ、お互いに国際理解を深められる内容を盛り込んでいく予定でございます。詳細につきましては、ご用意いたしました資料をご覧ください。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かございますか。病気にもならず全員健康で帰ってきたのですね。

○指導課長

今年の子どもたちは、非常に元気だったということで、すごくいい顔をし

て戻ってきたと聞いております。以前ご説明いたしました、行った時に銃の乱射事件がございましたが、それについても、何の影響もなく戻って来ることができました。ご心配をおかけしましたが、ありがとうございました。

○五十嵐委員

よろしいでしょうか。ありがとうございました。続きまして、「(2) 平成28年度市川市児童生徒科学展について」の説明をお願いいたします。

○指導課長

議事日程、その他(2)、17ページをご覧ください。平成28年度市川市児童生徒科学展について、ご説明いたします。今年度は、9月10日(土)と11日(日)の2日間、千葉県立現代産業科学館にて実施をいたします。展示公開時間は、両日とも午前9時30分から午後4時までとなっております。児童生徒はもとより、広く市民の方々にも優秀な作品を紹介することにより、市川市における自然科学教育の一層の振興を図るために実施をするものでございます。開催までの日程は、8日(木)に、各学校から作品を搬入し、9日(金)の審査会におきまして入賞者を決定いたします。審査に際しましては、市内の理科に係る小中学校の校長先生や、理科研修センター協力委員の先生方等にご協力をいただく予定でございます。結果は、科学展会場及び市川市教育委員会ホームページで公表させていただきます。科学論文、標本、科学工夫工作の3部門に分かれて、子どもたちの力作が展示されます。お忙しいとは存じますが、お時間がございましたらぜひご覧いただければと考えております。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かございますか。塩浜小中一貫校等、理科に力を入れ始めたというところで、何か内容や成果を感じとるようなことはありますか。

○指導課長

まだ作品が出てきていないので、なんとも言えないところですが、期待に沿えるものが出てくるのではないかと期待しています。

○五十嵐委員

ありがとうございました。

○教育長

これより、報告第14号に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部長・次長、教育政策室長、義務教育課長・学校安全安心対策担当室長・教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席、傍聴人無し。】

○教育総務課長

それでは、五十嵐委員、再開をお願いいたします。

○五十嵐委員

議事を再開いたします。報告第14号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」のご説明をお願いいたします。

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○教育長

それでは、これもちまして、平成28年9月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時39分閉会)